

沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

事 業 年 度	・ · ·	法 人 名	
------------	-------	-------	--

資 産 供 用 廃 止 設 備 の 明 細	種 類	1			
	構 造、用 途 又 は 設 備 の 種 類	2			
	質 借 年 月 日	3	平 · ·	平 · ·	平 · ·
	リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	4		月	月
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	5	平 · ·	平 · ·	平 · ·
	事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	6	平 · ·	平 · ·	平 · ·
	事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (6) - (5)	7		月	月
	リ ー ス 費 用 の 総 額	8		円	円
	基 準 リ ー ス 料 (8) × $\frac{60}{100}$	9			
	税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 (9) × $\frac{8\text{又は}15}{100}$	10			
供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 の リ ー ス 特 別 控 除 額 (別表六(二十)「4」の供用年度分)	11			
	⑪りのをある の1受け うス戻 止け相 設する当 り額 のス 供特計 用別算	⑫の 計	12		
	⑬又は(⑪+⑫)	13		(10)の①	(10)の①+②
	(12) + (13)	14			
	供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 特 別 控 除 額 相 当 額 (11) - (14) (マイナスの場合 0)	15			
	供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (10)と(15)のうち少ない金額)	16	①	②	
	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (17) + (18) + (19) + (20) + (21) + (22) + (23) + (24) + (25) + (26)	17			
	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (10) - (16)	24			
	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (23)と(24)のうち少ない金額)	25	③	④	
	供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (16) + (25)	26			
リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	(10) と (26) の う ち 少 な い 金 額	27			
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 (27) × $\frac{(4)-(7)}{(4)}$	28			
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 合 計 額	29			(28)の計
(10)が額 るの(26)を場 金の超合 額金え	供 用 廃 止 設 備 を 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 事 業 年 度 後 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超過 額 の 調 整 額 (10) - (26)	30			
供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細					
設 備 の 種 類	31				計
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	32	平 · ·	平 · ·	平 · ·	
事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	33	平 · ·	平 · ·	平 · ·	
リ ー ス 費 用 の 総 額	34	円	円	円	円
供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	35				
供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	36				
リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (35) + (36)	37				

別表六(十九)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の10第5項(沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

2 「種類1」及び「構造、用途又は設備の種類2」には、事業化設備等の耐用年数省令別表第一及び第二に定める種類、構造、設備の種類を記載します。

3 「リース契約期間の月数4」及び「事業の用に供した月数7」は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。

4 「供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算11~26」の各欄は、次により記載します。

(1) 「供用年度のリース税額控除実施額の計算11~16」の各欄は、供用廃止設備の供用年度において措置法第42条の10第2項(リース税額控除)の規定により、その供用年度の法人税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係るリース特別控除額相当額を計算します。

イ 「供用年度のリース特別控除額11」には、別表六(二十)の「リースに係るもの4」の供用年度分の金額を記載します。

ロ 「(11)のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合12~14」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき、当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備及び当期の供用廃止設備が二以上ある場合に、それぞれ記載します。

(2) 「供用年度後のリース税額控除実施額の計算17~25」の各欄は、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後4年以内に終了した事業年度において措置法第42条の10第3項(繰越控除)の規定により、当該事業年度の法人税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係る繰越税額控除限度超過額控除実施相当額を計算します。

イ 「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額17」には、別表六(二十)の「前期繰越分に係るもの5」の金額のうち、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後4年以内に終了した事業年度に係

る金額と当期における別表六(十八)の「前期繰越分」の「同上のうち当期控除額28」の金額とを合計した金額を記載します。

ロ 「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額18」には、措置法令第27条の10第8項第2号イに規定する供用廃止設備の供用年度における繰越税額控除限度超過額のうち「取得に係るもの」の控除額を記載します。

ハ 「(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額19」には、措置法令第27条の10第8項第2号ロに規定する供用廃止設備の供用年度開始の日前4年以内に開始した各事業年度における繰越税額控除限度超過額のうち、供用廃止設備の供用年度後において控除した金額を記載します。

ニ 「供用年度のリース控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合20~22」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の供用年度後のリース税額控除実施額及び当期の供用廃止設備が二以上ある場合に、それぞれ記載します。

5 「リース特別控除取戻税額の合計額29」の金額は、別表一(一)の「5」、別表一(二)の「10」又は別表一(三)の「5」にそれぞれ移記してください。

6 「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額30」は、措置法令第27条の10第10項(繰越税額控除限度超過額から控除する金額)の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合、当該調整額は当期の別表六(十八)の「当期控除額等34」及び「当期控除額等37」の外書にそれぞれ移記してください。

7 「供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度と同一年度において供用した他の供用廃止設備で当期前において既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備の明細を記載します。この場合、「供用年度のリース税額控除実施額35」の「計」は「12」欄に、「供用年度後のリース税額控除実施額36」の「計」は「20」欄にそれぞれ移記します。